

家庭生ごみ自家処理容器設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生ごみ等の自家処理を促進し、一般廃棄物の減量を図ることを目的とし、家庭生ごみ自家処理容器（以下「処理器」という。）を設置した者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、天理市補助金等交付規則（平成15年 天理市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるほか、この綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、市内に住所を有し、かつ、市内において処理器を設置した者とする。

(補助対象物)

第3条 補助の対象となる処理器は、悪臭、害虫等の発生を防止する構造及び材質を有する電動式処理器とする。

(補助の条件)

第4条 補助対象者は、次に掲げる要件を具備していなければならない。

- (1) 近隣の住民、住宅等に迷惑をかけない処理器の設置場所を確保していること。
- (2) 処理器によって作られた堆肥の活用を自ら適正に行えること。
- (3) 処理器の維持管理を自ら行えること。

(補助個数及び補助金の額)

第5条 処理器の補助個数は、1世帯につき1個を限度とする。ただし、補助金の交付を受けてから5年以上が経過し、使用不能と認められる場合の買い換えについては、この限りでない。

- 2 補助金の額は、処理器1個の購入金額（消費税及び地方消費税を除く。）の2分の1以内の額とし、100円未満の端数は、切り捨てる。ただし、その額は、30,000円を超えることができない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、家庭生ごみ自家処理容器設置費補助金交付申請書（第1号様式）に、次の書類を添付して、市長に提出しな

なければならない。

- (1) 領収書
- (2) 製造番号が確認できる写真
- (3) その他、市長が必要と認める書類

2 交付申請の期限は、処理器購入日を含む年度の翌年度末までとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請者に対し家庭生ごみ自家処理容器設置費補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。
この場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の交付請求)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた者は、家庭生ごみ自家処理容器設置費補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第9条 市長は、交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は第7条の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他の不正な手段により補助金の交付を申請したとき、又は補助金を受けたとき。

(調査又は指導)

第10条 市長は処理器の設置、管理及び使用の状況について、調査又は指導することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

2 この要綱は、平成25年10月21日から施行する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日の前日までに既に交付申請がされている補助金に係る
交付手続きについては、なお従前の例による。

4 この要綱は令和 3年 4月1日から施行する。

5 この要綱は令和 6年 4月 1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

受 付	第 号 年 月 日	決 裁	部長	次長	所長	課長	主幹	課長補佐	係長	係

家庭生ごみ自家処理容器設置費補助金交付申請書

年 月 日

天 理 市 長 様

申請者 住所 天理市

氏名

(電話 —)

家庭生ごみ自家処理容器設置費補助金交付要綱の規定に基づき、家庭生ごみ処理容器を設置したので、同交付要綱第6条の規定に基づき申請します。

記

補助金交付申請額 円

設置された生ごみ処理器に関する事項

購入年月日	年 月 日
購入価格 (消費税及び地方消費税を除く。)	円
購入店名	
処理器の型番	
処理器の製造番号	

第2号様式（第7条関係）

家庭生ごみ自家処理容器設置費補助金交付決定通知書

天環業第 号
年 月 日

申請者 様

天 理 市 長 印

年 月 日付で交付申請のあった家庭生ごみ自家処理容器設置費補助金については、交付することに決定したので、家庭生ごみ自家処理容器設置費補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり通知します。

補 助 年 度	年度
補助金等の名称	家庭生ごみ自家処理容器設置費補助金
交 付 決 定 額	円

(注)

- 次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命ずることがあります。
 - 目的以外に使用したとき。
 - 市長の指示に従わなかったとき。
 - 書類に虚偽の記載があったとき。
- 後日、アンケートや使用状況を調査させていただく場合があります。

（認定番号 ）

年 月 日

家庭生ごみ自家処理容器設置費補助金交付請求書

天 理 市 長 様

請求者 住所

氏名 ㊞

家庭生ごみ自家処理容器設置費補助金交付要綱第8条の規定に基づき下記のとおり
請求します。

記

請求金額 金 円

交付される補助金については、下の金融機関に振り込んでください。

金融機関名 銀行・信用金庫・農協 支店

預金種別 普通・当座

口座名義人（か） 口座番号

口座名義人

※ ゆうちょ銀行をご利用の場合は、必ず振込用の店名、預金種目、口座番号
を記入してください。

（通常は、通帳表紙裏面の下部に印字されます。）

※ 振込口座は、請求の口座とします。